

随意契約理由書

1. 件 名：AIやIoT活用による観光交通を分散させる交通社会実験委託業務
2. 契約の相手方：ゆふいんの落ち着いた交通環境をつくろうプロジェクト協議会会長
小石 英毅
3. 適用条文：会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3項
4. 理由：

本業務は、由布市の由布院観光エリア内において、毎年、交通渋滞が発生しているため、観光エリアの混雑状況の把握、渋滞情報・迂回路案内の情報発信、観光エリア周辺の郊外駐車場からの二次交通活用によるパーク&ライドなどを行う社会実験を実施するものである。

ゆふいんの落ち着いた交通環境をつくろうプロジェクト協議会（以下「協議会」とする）は、本社会実験の実施に先立ち発足し組織された協議会であり、構成員には当該施策の実験を開始するために調整が必要な関係機関が含まれている。また、実証実験後の効果や課題を検証できる唯一の組織である。以上の理由から協議会が本委託業務を実施することができる唯一の機関であり、他の団体では遂行することができない。

したがって、本業務は会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項により、協議会を委託先として随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)

調査第二課長 梶尾 辰史